

2020年2月7日

各位

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
(コード番号：8729 東証第一部)

本日、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社の100%子会社であるソニー生命保険株式会社が下記プレスリリースを行いましたので、お知らせします。

記

ソニー生命保険株式会社 プレスリリース (添付)

内部通報制度認証 (自己適合宣言登録制度) の登録について

以上

【お問合せ先】

ソニー生命保険株式会社 広報部広報課 (TEL:03-5290-6228)

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
https://www.sonylife.co.jp (広報部) TEL: 03-5290-6228

2020年2月7日

ソニー生命保険株式会社

内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）の登録について

ソニー生命保険株式会社（社長：萩本 友男、以下「当社」）は、2020年1月31日付で、消費者庁の「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」の登録事業者となりました。

当社は、「日本中のお客さまを一生お守りする」というビジョンの実現に向けて、今後も内部通報制度の適切な運用による不適正行為の未然防止、早期発見・是正に取り組むとともに、さらなるコンプライアンス体制の強化に努めてまいります。

1. 内部通報制度認証(自己適合宣言登録制度)の概要

内部通報制度認証は、企業の内部統制およびコーポレート・ガバナンスの重要な要素である内部通報制度の適切な整備・運用の促進を図るため、2019年より消費者庁が導入した制度です。事業者は自らの内部通報制度を評価して指定登録機関に申請し、認証基準に適合していると判定された場合に、同機関が当該事業者を自己適合宣言登録事業者として登録し、WCMS(*)マークの使用を許諾する制度です。

(*) 「Whistleblowing Compliance Management System」の略

認証制度のシンボルマーク



2. 当社の社内通報制度への取組

当社は、コンプライアンスに係る違反もしくは違反の恐れのある行為を発見した場合に報告する窓口として、社内通報窓口を設置しています。また、法律事務所による通報窓口等も設置し、利用者が相談しやすいよう配慮した体制を整備し、適切に対応を行っています。

以上